

低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制等について

平成14年4月1日

1 目的

低入札価格調査制度による調査（以下「調査」という。）の対象工事に対処するため、「防府市低入札価格調査実施要領」（平成13年4月1日施行）に基づく調査の実施に加えて、調査の対象工事に係る監督体制等を強化するために必要な事項について定めるものとする。

2 監督体制の強化等

調査の結果、調査対象者が落札した場合には、次に掲げる措置をとるものとする。

(1) 施工体制台帳等の提出及びその内容のヒアリング

工事主管課長は、請負業者に対して、施工体制台帳及び施工体系図（以下、「施工体制台帳等」という。）の提出を求めるものとする。施工体制台帳等の提出に際しては、必要に応じて請負業者の支店長、営業所長等からその内容についてヒアリングを行うものとする。

(2) 施工計画書の内容のヒアリング

工事主管課長は、施工計画書を提出させるに際して、必要があると認めるときは、請負業者の支店長、営業所長等から、その内容についてヒアリングを行うものとする。

(3) 重点的な監督業務の実施

監督員は、当該工事に係る監督業務において段階確認、施工の検査等を実施するに当たっては、立会することを原則として、入念に行うものとする。また、あらかじめ提出された施工体制台帳等及び施工計画書の記載内容に沿った施工が実施されているかどうかの確認を併せて行うものとし、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を現場代理人から詳細に聴くものとする。

(4) 労働安全担当部局との連携

工事主管課長は、安全な施工の確保及び労働者への適正な賃金支払いの確保の観点から必要があると認めるときは、労働基準監督署

の協力を得て、施工現場の調査を行うものとする。

(5) 厳格な検査の実施

調査は、通常の検査体制に加え工事主管課長が立会し行うものとする。

3 設計図書への明示等

2(1)及び(2)に掲げる措置を講ずることに伴い、次に掲げる事項を設計図書の「入札条件及び指示事項」において明示するものとする。

なお、2(1)及び(2)は、「入札条件及び指示事項」へ記載することにより、契約の一部となるものであり、請負者が2(1)及び(2)に違反して、施工体制台帳等を提出せず、又はヒアリングに応じなかった場合には、「工事請負契約に係る指名停止等措置要綱」（平成6年7月1日施行）別表第1第1号に該当することがあるものである。

(1) 施工体制台帳等の提出及びその内容のヒアリング

① 「防府市低入札価格調査実施要領」第2の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合には、請負者は、工事主管課長の求めに応じて、「施工体制台帳の作成等について」（平成13年3月0日付け国総建第84号）に規定する施工体制台帳等を工事主管課長に提出しなければならないこと。

② ①の書類提出に際して、その内容のヒアリングを工事主管課長から求められたときは、請負者の支店長、営業所長等は応じなければならないこと。

(2) 施工計画書の内容のヒアリング

「防府市低入札価格調査実施要領」第2の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合には、施工計画書の提出に際して、その内容のヒアリングを工事主管課長から求められたときは、請負者の支店長、営業所長等は応じなければならないこと。

4 閲覧に供する書面への特記

低入札価格調査の対象となった入札については、当該工事に係る入札結果等を公表する際に、閲覧に供する入札執行調書の写しの摘

要欄等に「低入札価格調査実施」と記載するものとする。

附 則

平成14年4月1日以降に執行する入札に係る調査及び調査の対象になった工事に係る請負契約について適用する。

附 則

この取扱いは、平成28年10月1日以降に指名通知又は公告を行う工事に適用する。